

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和7年3月26日(2025.3.26)

【公開番号】特開2023-109775(P2023-109775A)

【公開日】令和5年8月8日(2023.8.8)

【年通号数】公開公報(特許)2023-148

【出願番号】特願2023-74473(P2023-74473)

【国際特許分類】

B 3 2 B 7/022(2019.01)

10

H 0 1 M 50/129(2021.01)

H 0 1 M 50/121(2021.01)

H 0 1 M 50/131(2021.01)

H 0 1 G 2/10(2006.01)

H 0 1 G 9/08(2006.01)

B 6 5 D 65/40(2006.01)

B 3 2 B 27/00(2006.01)

H 0 1 M 50/105(2021.01)

B 3 2 B 27/06(2006.01)

【F I】

20

B 3 2 B 7/022

H 0 1 M 50/129

H 0 1 M 50/121

H 0 1 M 50/131

H 0 1 G 2/10 M

H 0 1 G 9/08 B

H 0 1 G 9/08 Z

B 6 5 D 65/40 D

B 3 2 B 27/00 H

H 0 1 M 50/105

30

B 3 2 B 27/06

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月17日(2025.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

40

【請求項1】

少なくとも、基材層、バリア層、及び熱融着性樹脂層をこの順に備える積層体から構成されており、

前記積層体は、下記試験条件にて引張試験を行った際に計測される、試験力 - 変位量の曲線から算出される単位幅1m当りの破断エネルギーが、前記積層体の厚み方向とは垂直方向の一方向と、前記一方向及び前記積層体の厚み方向とは垂直方向である他方向の合計で578.7J以上である、包装材料。

(試験条件)

試験速度：50mm/min

試験片の幅：15mm

50

試験片の長さ : 100 mm

標点間距離 : 30 mm

**【請求項 2】**

前記基材層は、ポリアミドフィルムを含み、

前記ポリアミドフィルムの厚みは、20 μm以上である、請求項 1 に記載の包装材料。

**【請求項 3】**

前記基材層は、ポリエステルフィルムとポリアミドフィルムとが積層された多層構造を含む、請求項 1 又は 2 に記載の包装材料。

**【請求項 4】**

前記基材層は、ポリアミドフィルムが複数層積層された多層構造を含む、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の包装材料。 10

**【請求項 5】**

前記ポリアミドフィルムは、芳香族を含むポリアミドにより形成されている、請求項 2 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の包装材料。

**【請求項 6】**

前記基材層は、ポリエステルフィルムが複数層積層された多層構造を含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の包装材料。

**【請求項 7】**

前記一方向が前記積層体の MD であり、前記他方向が前記積層体の TD である、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の包装材料。 20

**【請求項 8】**

前記バリア層と前記熱融着性樹脂層との間に接着層を備えており、

前記熱融着性樹脂層は、同一又は異なる樹脂成分によって 2 層以上で形成されている、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の包装材料。

**【請求項 9】**

少なくとも、基材層、バリア層、及び熱融着性樹脂層をこの順に備える積層体を得る工程を備えており、

前記積層体は、下記試験条件にて引張試験を行った際に計測される、試験力 - 変位量の曲線から算出される単位幅 1 m 当りの破断エネルギーが、前記積層体の厚み方向とは垂直方向の一方向と、前記一方向及び前記積層体の厚み方向とは垂直方向である他方向の合計で 578.7 J 以上である、包装材料の製造方法。 30

**(試験条件)**

試験速度 : 50 mm / min

試験片の幅 : 15 mm

試験片の長さ : 100 mm

標点間距離 : 30 mm

**【請求項 10】**

少なくとも正極、負極、及び電解質を備えた電池素子が、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の包装材料により形成された包装体中に収容されている、電池。

40

50